

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る 網使用料の補正	2 (料金額) 2-1-1 (端末回線伝送機能) 2-1-1-1 (基本額) 2-1-1-1-1 (基本料) 第3欄ウ欄、工欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-1-2 (加算料) 第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、第3欄ア欄、2-6の3 (イーサネットフレーム伝送機能)、2-1-3 (ルーティング伝送機能) 第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

2 料金額
2-1～2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	564,529円	—

2 料金額
2-1～2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	417,917円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額		料金額	備考
インターネット フレーム 送信機能	区分		
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	295,529円	—
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400,021円	
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	477,378円	
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	540,623円	
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	596,271円	
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	645,407円	
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	690,200円	
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	731,737円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	770,018円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	806,128円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,092,334円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,304,731円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,480,222円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,631,834円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,768,250円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,892,727円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,007,434円		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,114,543円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,215,140円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,013,790円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,611,634円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,110,705円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,546,820円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,938,432円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,298,566円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,631,565円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,943,941円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	6,240,035円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額		料金額	備考
インターネット フレーム 送信機能	区分		
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	138,231円	—
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,096円	
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	223,267円	
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	252,837円	
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	278,852円	
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	301,822円	
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	322,760円	
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	342,175円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360,066円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	376,942円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	510,668円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,865円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	691,799円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,562円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	826,217円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	884,286円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,785円		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	987,730円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,034,629円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,406,630円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,684,697円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,916,557円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,118,967円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,300,559円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,467,425円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,621,598円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,766,124円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,903,033円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごと monthly		
区分	料金額	備考
イーサネット フレーム 伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	249,646円
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,080円
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	403,616円
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,243円
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	504,459円
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	546,179円
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,235円
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	619,544円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	652,104円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	682,832円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	926,914円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,108,710円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,259,363円
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,389,864円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,507,542円	
700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,615,145円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,714,503円	
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,450円	
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,894,900円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,594,458円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,124,561円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,571,310円	
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,964,933円	
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,321,001円	
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,650,506円	
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,957,112円	
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,246,314円	
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,521,777円	

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごと monthly		
区分	料金額	備考
イーサネット フレーム 伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,046円
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	316,864円
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	378,201円
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,367円
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,519円
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	511,515円
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,075円
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	580,056円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,460円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	639,145円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,709円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,035,845円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,175,765円
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,296,783円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,405,770円	
700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,505,306円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,597,109円	
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,682,897円	
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,763,530円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,405,738円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,888,985円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,294,040円	
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,649,259円	
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,969,248円	
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,264,320円	
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,537,910円	
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,795,174円	
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,039,549円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルータ送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおけるIP通信網収容装置ごとに月額	2,452,674円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルータ送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,347,588円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 閉門交換機接続ルータ送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,0034円 0,027076円	

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルータ送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおけるIP通信網収容装置ごとに月額	2,346,258円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルータ送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	6,395,833円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 閉門交換機接続ルータ送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,0154円 0,023424円	

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。
(網使用料の調整)

2 当社は、この改正規定に係るルーティング伝送機能(料金表第1表第1(網使用料)2-13第1欄、第2欄及び第5欄に係るものに限ります。)について、平成21年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額を、この改正規定に係る網使用料の原価に加えて算定するものとします。